

令和 3 年 7 月 9 日

催物（イベント等）の開催に係る留意事項について

国の事務連絡を踏まえ、催物（イベント等）開催に係る留意事項について、改めて、別添 10 のとおり定める。（当面 8 月末まで）

- 別添 10 : 催物（イベント等）開催に係る留意事項
- 別紙 1 : 感染防止策チェックリスト
- 別紙 2 : 必要な実積疎明資料の判定
- 別紙 3 : 催物結果報告フォーム
- 別紙 4 : 事前相談窓口（香川県）
- 参考 1 : イベント開催時の必要な感染防止策
- 参考 2 : 大声での歓声・声援等のイベント例

（参考）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 通知

- 「催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について」
（令和 3 年 6 月 30 日付け事務連絡）
- 「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」
（令和 3 年 6 月 17 日付け事務連絡） ほか